

手続きはお済みですか？ り災区分が変更になった世帯

被災者見舞金について

発災当時の本町在住者で、住家および非住家（納屋・倉庫等）に半壊以上の被害があった場合に見舞金が支給されます。複数の非住家物件を所有する場合は、最も被害区分の重い1棟に対する支給となります。

■支給額

被害の区分	住 家		非住家
	持 家	借 家	
全 壊	5万円	2.5万円	3万円
大規模半壊・半壊	3万円	1.5万円	1.5万円

義援金について

熊本地震に係る被害に関し、日本赤十字社、共同募金会および熊本県において募集した義援金を被災者へ支給します。

また、お住まいの住宅が一部損壊の判定を受けた世帯で、被災住宅の補修工事のうち、義援金配分対象工事費用を、100万円以上支出した世帯に対し、10万円を配分します。

■支給額（1世帯あたり）

全 壊	80万円
大規模半壊・半壊	40万円
一部損壊	10万円

◎各種支援制度の申込期限一覧

支援制度名	期 限	問い合わせ先
みなし応急仮設住宅	平成29年3月31日迄まで	復興推進係 ☎282-1263
り災証明書の申請	平成29年3月31日迄まで	総 務 課 ☎282-1111
公費解体の申請	平成29年3月31日迄まで	環境衛生係 ☎282-1604
被災住宅応急修理制度	平成29年4月13日迄まで	都市計画係 ☎282-1312
被災者生活再建支援金 基礎支援金	平成30年5月13日迄まで	社会福祉係 ☎282-1342
被災者生活再建支援金 加算支援金	平成31年5月13日迄まで	社会福祉係 ☎282-1342
被災者見舞金	期限なし（現時点）	社会福祉係 ☎282-1342
義 援 金	期限なし（現時点）	復興推進係 ☎282-1263

り災証明書の申請について

熊本地震に関するり災証明書の1次・2次・2次以降の申請受付は、平成29年3月31日で終了します。り災証明書が必要な人で、申請が済んでいない人は早めにご手続きください。ただし、町外避難や入院などのやむを得ない理由により、期間内に申請することができない人については、当分の間、申請を受け付けません。なお、すでにり災証明書の交付を受けた人については、終了後も随時再発行を行います。

公費解体の申請について

熊本地震により損壊した家屋等の公費解体について、解体撤去の申込期限を平成29年3月31日とします。なお、町に解体撤去申込（公費解体申請）をする人、また、すでに個人発注で解体撤去（先行解体申請）をして補助金申請（償還払い戻し）が済んでいない人は早めの申請をお願いします。

応急仮設住宅について

町内21ヵ所に建設しました応急仮設住宅の空室について、残りわずかとなっています。ご利用を希望する人でまだ入居申込が済んでいない人は、復興推進係窓口までお越しください。

まだ一度も手続きをしていない世帯 お早目の手続きを！

熊本地震に係る各種支援・制度等のお知らせについて

被災者生活再建支援金について

住宅に多大な被害を受けた世帯に、り災証明書に記載のある「住宅の被害程度」と「再建方法」に応じてそれぞれ「基礎支援金」、「加算支援金」を給付するものです。

■対象世帯

- ①お住まいの住宅が“全壊”した世帯
 - ②お住まいの住宅が“大規模半壊”した世帯
 - ③お住まいの住宅が“半壊”“大規模半壊”し、その住宅をやむを得ず解体せざるを得ない世帯
- ※借家にお住まいで被災した世帯については、原則居住者が支援金の対象者となります。

みなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）について

熊本地震の発災直後から、被災者に対し応急的な住まいとして提供しているみなし応急仮設住宅の申込期限を平成29年3月31日とします。

発災から約9ヵ月が経過し、応急的な住まいの提供が進む中で、被災者の中には、未だに危険な状況にある自宅居住の人がいる可能性があることから、梅雨や台風時期の前までには転居を完了する必要があります。

被災住宅応急修理制度について

熊本地震により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、応急的に補修する経費を、限度額（57万6千円）の範囲内で補助します。詳細や対象となる工事の範囲については、お問い合わせください。

■対象世帯の要件（①～③を全て満たす必要あり）

- ①半壊または大規模半壊の被害を受けたこと（全壊の住宅であっても、応急修理を行うことにより居住が可能である場合は申請可能）
- ②応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能であること
- ③応急仮設住宅およびみなし応急仮設住宅を利用しないこと

■応急修理の範囲

- ・被災住宅の壊れた屋根・外壁など日常生活に必要な不可欠な最小限度の応急修理
- ・被災住宅の被害が大きすぎて応急修理しても居住できず、同じ敷地内にある納屋・倉庫等を住宅として改修する応急修理

■支給額

①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給

住宅の被害程度	全壊・解体	大規模半壊
複数世帯	100万円	50万円
単身世帯	75万円	37.5万円

②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

なお、個別の特殊な事情がある場合は、その状況に応じ、弾力的な運用を行います。

※原則、平成29年3月31日を申込期限としますが、個別の事情がある場合には「理由書」の提出により、期限後であっても申込可とします。

【該当者】

- ・やむを得ず入居物件を見つけることができない人
- ・り災証明書のり災区分が確定していない人 など

■必要書類

- ・申込書
- ・申出書（半壊の場合のみ）
- ・指定業者願書、及び添付書類
- ・見積書
- ・り災証明書（写し可）
- ・修理前の被災箇所の写真

※納屋・倉庫等を住宅とする場合

- 上記の書類に加え、
- ・被災住宅の写真
- ・住宅の敷地内の状況がわかる写真（同一敷地内にあることを確認するため）

■申込期限

- ・申込期限は平成29年4月13日迄です。ただし、下記の場合につきましては個別に対応しますので、必ず期限前にご相談ください。

- ①見積書が期限までに準備できない場合
- ②り災証明書の再調査結果待ち（現在のり災区分が一部損壊）だが、半壊以上になれば応急修理を利用する場合